

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	中 村 一 夫
(株)はなおか	花 岡 正 一
(有)塚田呉服店	塚 田 弘
(株)アイ・トピア	田 中 尚 己
(有)プラトウ	矢 島 久 和
(株)甲州屋山田商店	山 田 豊
(株)小森ネット	小 森 繁
コスモファーマシー(株)	塩之入 盾 和
宮道 泰俊	—
真栄食品(株)	山 田 洋 一
斎藤 正利	—
(株)大創産業	矢 野 博 丈
(株)田原屋	田 熊 太 郎

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 駒ヶ根店
駒ヶ根市赤穂14637-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

(株)三洋堂書店

名古屋市昭和区川名山町1-74

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏 名 (名 称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木 内 政 雄
(株)三洋堂書店	加 藤 和 裕

(変更後)

氏 名 (名 称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中 村 一 夫
(株)三洋堂書店	加 藤 和 裕

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏 名 (名 称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木 内 政 雄
(株)三洋堂書店	加 藤 和 裕

(変更後)

氏 名 (名 称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中 村 一 夫
(株)三洋堂書店	加 藤 和 裕

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン箕輪

上伊那郡箕輪町大字中箕輪8004ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)コメリ

新潟市米山4-1-28

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)コメリ	捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	木 内 政 雄

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)コメリ	捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	中 村 一 夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)コメリ	捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	木 内 政 雄

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)コメリ	捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	中 村 一 夫

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桔梗ヶ原ショッピングセンター

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-12ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

平 林 正 臣

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
平林 正臣	—
(株)エス・エス・ブイ	木 内 政 雄

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
平 林 正 臣	—
(株)エス・エス・ブイ	中 村 一 夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木 内 政 雄
(株)しまむら	藤 原 秀 次 郎

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村 一夫
(株)しまむら	藤原 秀次郎

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中 康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングタウンとよしな
安曇野市豊科南穂高774-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)カインズ
高崎市高関町380
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
豊倉商事(株)
松本市笹部2-2-22
望月 伸泰
安曇野市豊科南穂高809
- 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)カインズ	土屋 裕雅
(株)エス・エス・ブイ	木内 政雄
豊倉商事(株)	赤羽 憲二郎
望月 伸泰	—

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)カインズ	土屋 裕雅
(株)エス・エス・ブイ	中村 一夫
豊倉商事(株)	赤羽 憲二郎
望月 伸泰	—

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)カインズ	土屋 裕雅
(株)エス・エス・ブイ	木内 政雄
(有)フルールあずさ	古幡 宜嗣
小林製菓(株)	小林 和幸
(有)なかや薬局	中村 健志
ル・プレ(株)	塚田 克好
(株)55ステーション	平尾 茂一
(株)真栄食品	山田 洋一
豊倉商事(株)	赤羽 憲二郎
望月 伸泰	—

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)カインズ	土屋 裕雅
(株)エス・エス・ブイ	中村 一夫
(有)フルールあずさ	古幡 宜嗣
小林製菓(株)	小林 和幸
(有)なかや薬局	中村 健志
ル・プレ(株)	塚田 克好
(株)55ステーション	平尾 茂一
(株)真栄食品	山田 洋一
豊倉商事(株)	赤羽 憲二郎
望月 伸泰	—

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 埴生店・ドラッグてらしま更埴店
千曲市大字寂蒔561-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
寺島薬局(株)
つくば市天久保2-17-5
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
寺島薬局(株)	田口武

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
寺島薬局(株)	田口武

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
寺島薬局(株)	田口武

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
寺島薬局(株)	田口武

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グリーンプラトウ望月店
佐久市協和字下田119-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)アート建築設計室
佐久市望月15-3
(有)大田薬品
佐久市望月172
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
(有)大田薬品	大田正美
(有)ヤマダ	山田久子
飯島昇一	—

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
(有)大田薬品	大田正美
(有)ヤマダ	山田久子
飯島昇一	—

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 上田東店
上田市常田3-300-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
上田蚕種(株)
上田市常田3-4-57
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
(有)りき	等々力哲雄

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
(有)りき	等々力哲雄

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸子プラッツ
小県郡丸子町大字上丸子331-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
昭和建物(株)
長野市大字高田中村259-2
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
桜井 八郎	—

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村 一夫
桜井 八郎	—

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
シルクシティおかや
岡谷市天竜町1-3584ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
諏訪倉庫(株)
岡谷市郷田1-3-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
(有)ヌーベル梅林堂	中村文明
吉村大佑	—
武井雅子	—

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
(有)ヌーベル梅林堂	中村文明
吉村大佑	—
武井雅子	—

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
東松本ショッピングセンター
松本市元町1-29-7ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)高原社
松本市元町1-2-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)高原社	上條敬典

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)高原社	赤羽正康

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)綿半ホームエイド	下島 憲秋
(株)エス・エス・ブイ	木内 政雄

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)綿半ホームエイド	下島 憲秋
(株)エス・エス・ブイ	中村 一夫

4 変更した年月日

上記3(1) 平成17年2月19日

上記3(2) 平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中 康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 島内店

松本市島内4163-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(有)カワフネ

松本市島内3782

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	木内 政雄
(有)ヤナギヤ	柳沢 茂

(変更後)

小売業者	代表者氏名
(株)エス・エス・ブイ	中村 一夫
(有)ヤナギヤ	柳沢 茂

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中 康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 大町店

大町市大字大町4620-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(有)イリハチ

大町市大字大町4237

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄	長野市川中島町御厨石河原37
欄 幸夫	—	大町市大字大町3331
(有)カネリキ	山口サヨ子	大町市大字大町2261-1
(有)銀嶺堂	松下利夫	大町市大字大町4092
(株)ブルーランジュリ横浜	大山登	長野市青木島綱島505

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫	長野市川中島町御厨石河原37
欄 幸夫	—	大町市大字大町3331
(有)カネリキ	山口茂	大町市大字大町2261-1
筑地 広彰	—	大町市大字大町4092
(株)ブルーランジュリ横浜	大山登	長野市青木島綱島505

4 変更した年月日

上記3(1)(有)カネリキ 平成16年8月1日

上記3(1)(有)銀嶺堂 平成16年8月1日

上記3(1)(株)エス・エス・ブイ 平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工雇用建築課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工雇用建築課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(株)高木酒店

長野市大字稲葉日詰2777-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)高木酒店

長野市大字稲葉日詰2777-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)高木酒店	高木弘昭
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)高木酒店	高木弘昭
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫

4 変更した年月日

平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン川中島

長野市川中島町今井字薬師堂1813-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)西友

東京都豊島区東池袋3-1-1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
-
- (変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)西友	木内政雄

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)西友	渡邊紀征

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
-
- (変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)西友	木内政雄
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
(株)パレモ	石田定正
(株)誠美堂	余湖秀夫
(株)モリタ	盛田良次
山岸喜代子	—
エステル(株)	丸山朝
(株)タツミヤ	曲渕恵美子
(株)リオ横山	横山和幸
(株)和真	根岸亨
(株)ジョイ	野崎健二
(有)シーポートカンパニー	塚田浩二
(株)55ステーション	松橋徹

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
(株)西友	渡邊紀征
(株)エス・エス・ブイ	中村一夫
(株)パレモ	石田定正
(株)誠美堂	余湖秀夫
(株)モリタ	盛田良次
山岸喜代子	—
エステル(株)	丸山朝
(株)タツミヤ	曲渕恵美子
(株)リオ横山	横山和幸
(株)和真	根岸亨
(株)ジョイ	野崎健二
(有)シーポートカンパニー	塚田浩二
(株)55ステーション	松橋徹

4 変更した年月日

上記3(1) 平成17年7月20日

上記3(2) 平成17年9月1日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成18年3月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯山ショッピングタウン

飯山市大字静間字町尻1388-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

本久ケーヨー(株)

長野市桐原1-3-5

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名
本久ケーヨー(株)	林武夫
(株)エス・エス・ブイ	木内政雄
(有)角屋商店	山田貢三
(株)ブルーランジュリ横浜	大山登
田崎敏志	—
(有)スワローズスポーツサブライ	丸山哲三

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名
本久ケーヨー(株)	林 武 夫
(株)エス・エス・バイ	中 村 一 夫
(有)角屋商店	山 田 貢 三
(株)ブーランジュリ横浜	大 山 登
田崎 敏志	—
(有)スワローズスポーツサプライ	丸 山 哲 三

- 4 変更した年月日
平成17年9月1日
- 5 届出年月日
平成17年10月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月4日から平成18年3月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成17年11月4日

長野県知事 田 中 康 夫

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
北安曇郡白馬村	地籍簿及び地籍図	平成15年度から平成16年度まで	北安曇郡白馬村大字北城の一部	平成17年11月4日
上伊那郡中川村	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成17年度まで	上伊那郡中川村葛島の一部	平成17年11月4日
伊那市	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成17年度まで	伊那市大字富島の一部	平成17年11月4日

農村整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成17年11月4日

長野県上田建設事務所長 丸 山 文 哉

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化カルシウム(粒状) 1,300トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県上田建設事務所
(2) 所在地 上田市材木町1丁目2-6

- 3 落札者を決定した日
平成17年10月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 矢木コーポレーション株式会社
(2) 所在地 長野市中御所四丁目6番19号
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 25,830円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成17年8月29日

道路維持課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成17年11月4日

長野県松本建設事務所長 吉 池 茂 昭

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化カルシウム(粒状) 2,000トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県松本建設事務所
(2) 所在地 松本市大字島立1020
- 3 落札者を決定した日
平成17年10月18日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 矢木コーポレーション株式会社
(2) 所在地 長野市中御所四丁目6番19号
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 25,725円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成17年8月29日

道路維持課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成17年11月4日

長野県大町建設事務所長 仁 科 光 晴

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化カルシウム(粒状) 1,000トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県大町建設事務所
(2) 所在地 大町市大字大町1058-2
- 3 落札者を決定した日
平成17年10月17日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 矢木コーポレーション株式会社
(2) 所在地 長野市中御所四丁目6番19号
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 25,410円